

# 岐阜県公報

第 二 百 十 一 号  
令 和 三 年 六 月 十 八 日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住 宅 課) 三五一<sup>ページ</sup>

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定  
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定  
指定医療機関の廃止の届出  
指定訪問看護事業者等の名称の変更の届出  
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(地域福祉課) 三三三

(同) (三三三)

(同) (三五三)

(同) (三五四)

(同) (三五五)

(同) (三五五)

(同) (三五五)

(同) (三五七)

(同) (三五七)

(同) (三五七)

(同) (三五八)

### 公 示

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三五九

## 規 則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。  
別記第十一号様式を次のように改める。

第11号様式 (第10条関係)

収 入 報 告 書

岐阜県知事 様

公営住宅法第16条第1項の規定により、私及び同居者の 年 月 日から 年 月 日までの年間所得額 (控除等を証する書類を含む。) を次のとおり報告します。

団地建物住戸	名義人コード
--------	--------

提出期限日	年 月 日
電話番号	
携帯番号	
同居者氏名	

続柄	同居・別居	氏名	生年月日	職業又は勤務先 (電話番号)	前年以後に転出又は転入 (出生、本人との婚姻) による同居者異動届内容	年間所得額		諸控除	該当欄	摘要欄
						給与所得 (公的年金他)	その他			
					年 月 日 転出・転入 ]					
					年 月 日 転出・転入 ]					
					年 月 日 転出・転入 ]					
					年 月 日 転出・転入 ]					
					年 月 日 転出・転入 ]					

備考 個人番号届出書 (別記第1号様式の2) を添付すること (前年に添付した者を除く)。ただし、個人番号の提供を希望しない者は、収入を証する書類を添付すること。

附 則  
この規則は、令和三年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すわのもり歯科	下呂市萩原町萩原一三六九	令和 三・ 四・ 一
かとうだいきクリニック	多治見市平和町四丁目六六一	令和 三・ 五・ 一
おさだクリニックス	瑞穂市馬場前畑町三三三三	同
カミング歯科 大垣分院	大垣市河間町一丁目三八 芳苑 荘 二〇一号	同
ワイワイデンタルクリニックス	下呂市森二二七三	同
みんなの薬局 各務原	各務原市三井町三丁目一〇番二	同
スマイル平和薬局	多治見市平和町四丁目六五一	同

西之一色内科クリニック 高山市西之一色町三一 一八九 令和 三・ 五・ 一八

岐阜県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 U	土岐市下石町一八九二 三五	訪問看護ステーション紙ふうせん	可児市今渡八七六 一 住吉パークハイ 三	令和 三・ 四・ 一

岐阜県告示第二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。



同 同 特定介護  
用具販売

岐阜県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

古 田

肇

株式会社トラストコープ

愛知県名古屋市区別武新町一〇高瀬ビル二〇一

短期入所生活介護

ショートステイ若葉

羽島郡岐南町平成一丁目一四番

令和 三・ 三・ 三一

同

同

介護予防短期入所生活介護

同

同

同

有限会社 サンファーマシ

各務原市各務おがせ町九丁目一〇六番地

居宅療養管理指導

おがせ調剤薬局

各務原市各務おがせ町九一〇六

令和 三・ 三・ 三一

株式会社 わかば

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目一二番一〇号

居宅療養管理指導

わかば薬局 笠松店

羽島郡笠松町田代字天神二五四二

令和 三・ 二・ 二八

岐阜県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

古 田

肇



同 同 介護予防  
居宅療養  
管理指導

旧 森調剤薬局 各務原市各務おがせ町 居宅療養  
管理指導  
九一〇六

新 おがせ調剤薬局

同 同

旧 有限会社 森調剤薬局  
新 有限会社 サンファーマ  
シー

同 同

各務原市各務おがせ町 平成一三・七・九  
九一〇六

岐阜県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

加藤 裕 史 ユウシ接骨院 本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目七 令和  
三・四・一

植村 修 平 うえむら接骨院 関山市山田七四 一 ハイムF一〇 令和  
三・五・六

岐阜県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所等の所在地又は施術者の住所 廃止年月日

篠田 秀 樹 さくら治療院 各務原市蘇原申子町三八グリー 令和  
三・四・一

岐阜県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
-------	-----	-----	----------------	---------------------	---------------	-----

県道	恵那市笠置町毛呂窪六九 六番二地先から		前	三・五 六・六	六・五八
東白川那線	同 市同 町同 六番一五地先まで		後	三・五 六・八	六・五八
		六九			

岐阜県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	恵那市那 白川線	区	間	延 （メ） 長 ト	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又 は変更 の告示 年月日 ほか）
	中津川市蛭川字遠ヶ根二三番 二地先から					
	同 市同 字同 一四地先まで					
	一五番					
	五・三					
	令和 三・六・一八					
	平成 三・三・三					

岐阜県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	白恵 川那線	区	間	延 （メ） 長 ト	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又 は変更 の告示 年月日 ほか）
	恵那市長島町久須見字宮栗四 三四番一地先から					
	同 市同 町同 一八番九地先まで					
	字中通二					
	四・二					
	令和 三・六・一八					
	令和 三・三・三					

岐阜県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	明豊 智田線	区	間	延 （メ） 長 ト	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又 は変更 の告示 年月日 ほか）
	恵那市明智町大小屋九八九番 一八地先地内					
	五・九					
	令和 三・六・一八					
	令和 三・三・一六					

岐阜県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	-----------------------

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる	開発行為の完了	次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。
岐阜県指令岐西建築第一一三号の二五 令和 三・二・一五	瑞穂市穂積字野口二〇二六番一	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白井 泉	<p>開発行為の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>令和三年六月十八日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p>
岐阜県指令岐西建築第一一三号の二二 令和 二・一一・二五	瑞穂市牛牧字細道一〇七五番一、一〇七五番二及び一〇七六番一	東京都港区高輪三丁目二番九号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥	
岐阜県指令岐西建築第一一五号の三 令和 二・九・一六	羽島郡笠松町長池字宮代二二三番二及び二二三番五	岐阜県岐阜市柳津町北塚二丁目二三番地 有限会社廣瀬工務店 取締役 廣瀬 進一郎	
岐阜県指令岐西建築第一一九号の四 令和 二・一一・二五 岐阜県指令岐西建築第一二四号の三一 令和 三・三・二二	不破郡垂井町表佐字番切四九一七番一、四九一八番一、四九二八番三、四九二八番五、四九二九番一、四九二九番三及び四九二〇番一	福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一	

公 示

県道	門和戸線	下呂市焼石字板洞二六八二番一 一地从先から	二〇五六	令和 三・六・一八	平成 三〇・二・一六
同	市同 字同	二六三四番 三地先まで			

<p>岐阜県指令 岐西建築第一 二一四の四 令和 二・一二・二四</p>	<p>安八郡安八町東結字東脇九五二番二七及び九五二番二八</p>	<p>岐阜県各務原市鵜沼西町四丁目六九番地 株式会社大雄 代表取締役 阿 部 嘉 澄</p>
<p>岐阜県指令 岐西建築第二 三号の七 平成三〇・ 二・二八</p>	<p>安八郡安八町森部字下屋敷一〇五〇番一</p>	<p>岐阜県安八郡安八町森部一〇五二 安 田 鎮 男</p>

令和三年六月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社